

最大
50万円

としま

賃上げ促進支援金

最短翌月末
お振込み！

としまビジネス
サポートセンターの
社労士相談も活用可！

(雇用や各種保険などに関する相談ができます。)

申請は
オンラインで
完結！

(郵送手続きは不要です。)

従業員の賃金を3%以上引き上げた場合
1人あたり5万円(最大50万円)
を支給します。



申請受付期間

令和8年4月20日(月)～12月22日(火)

※受付期間内に予算の上限に達した場合は、前倒しして受付終了。

給付額

従業員1人あたり5万円

(1社あたり最大50万円)

対象事業者

- ①区内に本店登記地を有する中小企業法第2条に規定する中小企業
- ②区内に主たる事業所を有する個人事業主

【お問い合わせ】

としま賃上げ促進支援金専用ダイヤル TEL: 03-4566-2746

(豊島区 産業観光部 産業振興課 創業・経営支援グループ内)

詳細は
こちら！



給付要件

- ・支給対象従業員 : 週20時間以上の勤務実績があり、役員でないもの
且つ、令和7年11月21日以前から雇用されているもの
- ・支給対象賃金 : 基本給 または 時間給等 (賞与・手当を除く)
- ・支給対象賃上げ率 : 賃上げ対象期間に前月比3%以上賃上げを実施すること
- ・賃上げ対象期間 : 令和8年4月1日(水)~令和8年12月15日(火)

※その他、細かい制度内容は以下の二次元コードからご確認ください。

提出書類

【法人の場合】

- ①履歴事項全部証明書
- ②法人都民税納税証明書
- ③確定申告書

【個人事業主の場合】

- ①個人事業の開業届
- ②個人事業主の住民税納税証明書
(豊島区で課税の場合は提出不要)
- ③確定申告書

【共通】

- ④対象従業員の労働条件通知書 (または雇用契約書) の写し
- ⑤対象従業員の令和7年分賃金台帳の写し
- ⑥対象従業員の令和8年分賃金台帳の写し (申請月分まで)
- ⑦申請書兼請求書
- ⑧賃上げ率算定表
- ⑨誓約書

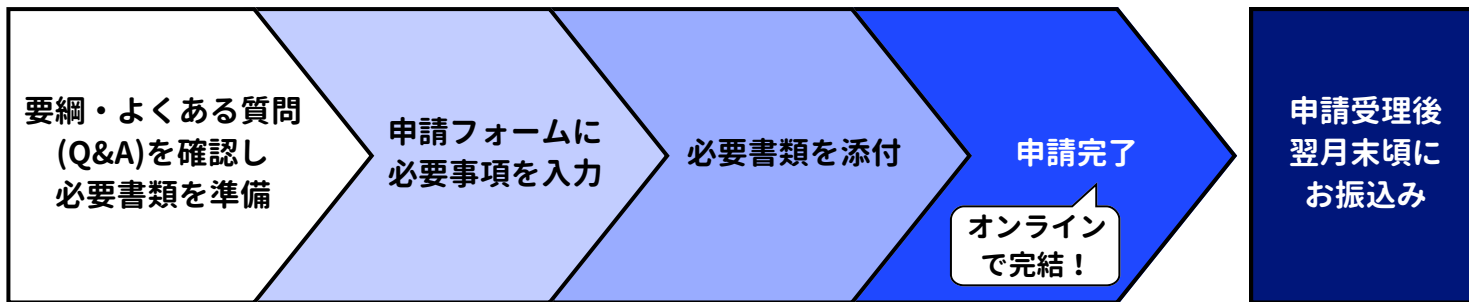
申請フォーム入力で添付不要!

制度の詳細・申請方法



要綱やよくある質問 (Q&A)、申請フォームなどは豊島区ホームページからご確認ください。

豊島区 賃上げ促進支援金



※お振込みは、申請書類の不備や申請時期などによって、さらに期間を要する場合がございます。
※予算上限に達し次第受付を終了いたします。

この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金/重点支援地方交付金」を活用しています。

【ご注意】

虚偽やその他不正な申請により支援金の給付を受けたときなどが確認され本区が不適切と認めたときは、当該支援金に係る給付の決定を取り消し、返還を命じることがあります。また、状況によっては事業者名、申請内容等の情報を公表することがあります。

【お問い合わせ】

としま賃上げ促進支援金専用ダイヤル TEL: 03-4566-2746
(豊島区 産業観光部 産業振興課 創業・経営支援グループ内)
[受付時間 9:30~17:00 (土日祝を除く)]